

福岡県公報

平成二十三年四月二十五日
第三千二百四十七号
増刊
①

目次

再掲

再掲

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）……………一

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十条）第四条において準用する同規則第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県教育委員会訓令第三号

本庁
出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月十四日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第九条関係）

| | | | |
|------------------------|--------|--|--------|
| 有給休暇 | 種 類 | 事 由 | 期 間 |
| 年次休暇 | | | |
| 職員の心身の疲労回復等（事由を限定しない。） | | 任用期間三十日につき一日 （任用期間が六月を超え十 月未満の場合にあっては、 | |

| | | |
|--|---|---|
| 無給休暇 | 特別休暇 | |
| 病気休暇 | 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | 十日 |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | 必要と認められる期間 |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 職員の親族（附表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 親族に応じこの表の附表に定める日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 職員（一の年の七月から九月までの期間内における任用期間が三十日以上者に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一日（一の年の七月から九月までの期間内に限る。） |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 七日の範囲内の期間 |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 一 職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 | 必要と認められる期間 |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 | 必要と認められる期間 |
| 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 一の年において任用期間が百五十日超の場合にあって |

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

特別休暇

| | |
|---|--|
| <p>職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p> <p>女性職員が出産した場合</p> | <p>は十日、任用期間が百五十日までの場合にあっては八日、任用期間が百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間</p> <p>必要と認められる期間</p> |
| <p>生後一年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p> | <p>一日二回それぞれ三十分以内の期間（通算可）</p> |
| <p>女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合</p> | <p>必要と認められる期間</p> |
| <p>職員が、その養育する中学校就学の始期に達するまでの子（当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> | <p>一の年において五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間</p> |
| <p>職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間</p> |

備考

| | |
|-------------|---|
| <p>介護休暇</p> | <p>職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間</p> |
|-------------|---|

附表

| 親族 | 日数 |
|------------------|-------------------------------------|
| 配偶者 | 七日 |
| 父母 | 五日 |
| 子 | 五日 |
| 祖父母 | 三日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合には、は、七日） |
| 孫 | 一日 |
| 兄弟姉妹 | 三日 |
| おじやおば | 一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合には、は、七日） |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母 | 三日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日） |
| 子の配偶者又は配偶者の子 | 一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日） |
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 | 一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日） |

- 1 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び配偶者の父母
 - 2 祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
- 一 期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する（日を月に換算するに当たっては、三十日をもって一月とする。）。
- 二 この表中「要介護者」とは、次に掲げる者（2に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

| | |
|--------------------------------|----|
| 兄弟姉妹の配偶者 又は配偶者の兄弟 姉妹 | |
| おじ又はおばの配 偶者及び配偶者の おじ又はおば | 一日 |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。